

表1 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 18	19	20	21	22
総数		6,733,585	7,721,258	7,711,828	6,119,394	7,919,726
外交		8,682	9,205	12,029	10,183	11,167
公用		13,136	14,519	24,358	22,229	27,000
教授		2,380	2,365	2,456	2,639	2,639
芸術		223	239	222	226	256
宗教		897	985	828	771	713
報道		92	119	226	170	136
投資・経営		777	918	919	857	896
法律・会計業務		3	8	2	4	3
医療		3	6	1	6	2
研究		555	559	563	592	528
教育		3,070	2,951	2,930	2,499	2,339
技術		7,715	10,959	9,212	3,363	2,852
人文知識・国際業務		7,614	7,426	5,690	4,167	4,113
企業内転勤		5,564	7,170	7,307	5,245	5,826
興行		48,249	38,855	34,994	31,170	28,612
技能		4,239	5,315	6,799	5,384	3,588
技能実習1号イ						2,282
技能実習1号ロ						23,720
文化活動		3,670	3,454	3,378	3,557	3,159
短期滞在		6,407,833	7,384,510	7,367,277	5,822,719	7,632,536
留学		26,637	28,779	34,005	37,871	48,706
就学		19,135	19,160	24,111	28,278	14,772
研修		92,846	102,018	101,879	80,480	51,725
家族滞在		17,412	20,268	22,167	20,540	19,486
特定活動		7,446	8,009	8,413	9,863	11,972
日本人の配偶者等		26,087	24,421	19,975	14,951	11,452
永住者の配偶者等		1,319	1,710	1,964	1,684	1,068
定住者		28,001	27,326	20,123	9,946	8,178
一時庇護		-	4	-	-	-

※ 「就学」は、平成22年6月30日までの人数。

※ 「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」は、平成22年7月1日からの人数。

この新規入国者数は、言わば、我が国における外国人の人の流れを示す「フロー」に当たるものであり、後記の外国人登録者数が我が国におけるある時期の滞在者の統計を示す「ストック」という関係になる。

(ア) 短期滞在者

平成22年における「短期滞在」による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を目的とした外国人は568万340人で新規入国者全体の71.7%を占め、商用を目的とした外国人が129万5,404人(16.4%)と続いている。特に観光客の動向は、各種イベントの開催や為替レートの動向、さらには観光客誘致のための各種施策の実施等、我が国をめぐる様々な事情に比較的影響されやすく、そうした短期滞在者が大部分を占める外国人新規入国者数の推移は、結局その時期の我が国の社会状況や国内外の動向を反映しているといえることができる。

なお、この在留資格をもって在留する外国人は、就労活動に従事することができないことに加え、比較的簡易な手続により入国を認めていることもあって、他の在留資格への変更は原則としてできないことになっている(入管法第19条、第20条)。

(オ) 身分又は地位に基づいて入国する外国人（資料編 2 統計（1）14－1, 15－1）

身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある（「永住者」の在留資格は、外国人の入国時点に付与されることはない（入管法第 7 条第 1 項第 2 号））。

「日本人の配偶者等」の在留資格による平成 22 年における新規入国者数は 1 万 1,452 人、「永住者の配偶者等」の在留資格は 1,068 人となっており、21 年と比べ「日本人の配偶者等」は 3,499 人（23.4%）減少、「永住者の配偶者等」は 616 人（36.6%）減少している。

平成 22 年における「定住者」の新規入国者数は 8,178 人で 21 年と比べ 1,768 人（17.8%）減少している。国籍（出身地）別に見ると、ブラジル 2,246 人（27.5%）で最も多く、これにフィリピン 2,195 人（26.8%）、中国 2,097 人（25.6%）と続いている（図 10）。

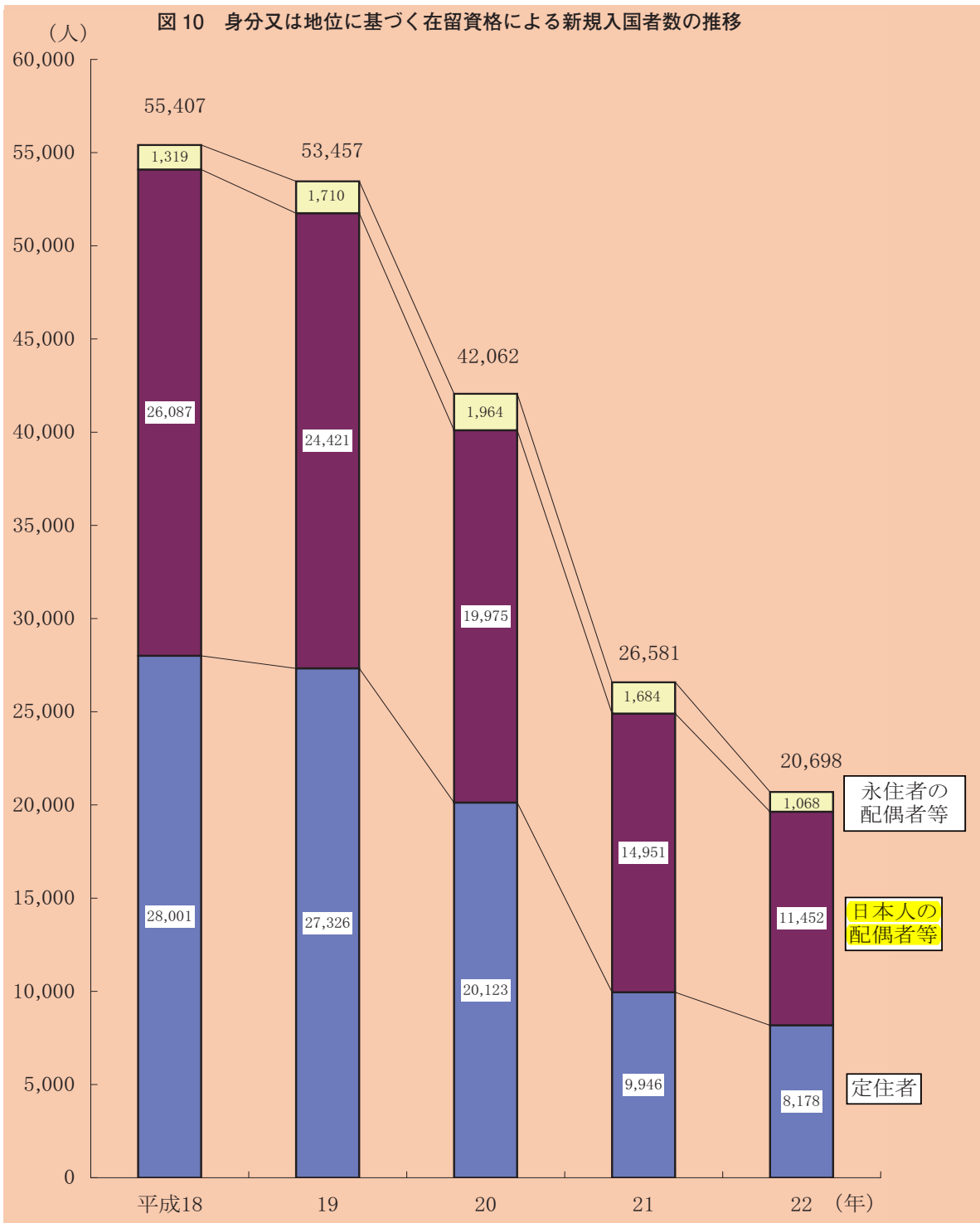


表 8 在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 18	19	20	21	22
総数		2,084,919	2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151
教授		8,525	8,436	8,333	8,295	8,050
芸術		462	448	461	490	480
宗教		4,654	4,732	4,601	4,448	4,232
報道		273	279	281	271	248
投資・経営		7,342	7,916	8,895	9,840	10,908
法律・会計業務		141	145	154	161	178
医療		138	174	199	220	265
研究		2,332	2,276	2,285	2,372	2,266
教育		9,511	9,832	10,070	10,129	10,012
技術		35,135	44,684	52,273	50,493	46,592
人文知識・国際業務		57,323	61,763	67,291	69,395	68,467
企業内転勤		14,014	16,111	17,798	16,786	16,140
興行		21,062	15,728	13,031	10,966	9,247
技能		17,869	21,261	25,863	29,030	30,142
技能実習 1 号イ						2,707
技能実習 1 号ロ						47,716
技能実習 2 号イ						1,848
技能実習 2 号ロ						47,737
文化活動		3,025	3,014	2,795	2,780	2,637
短期滞在		56,449	49,787	40,407	33,378	29,093
留学		131,789	132,460	138,514	145,909	201,511
就学		36,721	38,130	41,313	46,759	
研修		70,519	88,086	86,826	65,209	9,343
家族滞在		91,344	98,167	107,641	115,081	118,865
特定活動		97,476	104,488	121,863	130,636	72,374
永住者		394,477	439,757	492,056	533,472	565,089
日本人の配偶者等		260,955	256,980	245,497	221,923	196,248
永住者の配偶者等		12,897	15,365	17,839	19,570	20,251
定住者		268,836	268,604	258,498	221,771	194,602
特別永住者		443,044	430,229	420,305	409,565	399,106
未取得者		17,415	13,960	13,510	12,376	9,874
一時庇護		30	30	30	30	30
その他		21,161	20,131	18,797	14,766	7,893

(注) 入管法に定める在留資格及び特別永住者として永住することができる資格を合わせて「在留の資格」という。

「永住者」の外国人登録者数について平成 18 年末から 22 年末までの推移を見ると、一貫して増加しており、22 年末には、18 年末の 39 万 4,477 人と比べ 17 万 6,122 人（43.3%）増加している。

また、「永住者」を国籍（出身地）別で見ると、平成 22 年末では、中国が 16 万 9,484 人と最も多く、以下、ブラジル、フィリピン、韓国・朝鮮、ペルーの順となっている。さらに、中国、ブラジル、フィリピン、韓国・朝鮮及びペルーは、22 年末は 18 年末と比べそれぞれ約 1.4 倍、1.5 倍、1.5 倍、1.2 倍、1.3 倍となっている。

一方、平成 18 年まで最大構成比を占めていた「特別永住者」の外国人登録者数は、年々減少しており、全外国人登録者数に占める割合も、それに伴い減少している。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和 30 年代までは 90% 近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人（いわゆるニューカマー）の増加により、外国人登録者全体に占める割合の相対的な低下傾向にも拍車がかかっており、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。